（市原青年矯正センターの首席矯正処遇官）

第十五条　市原青年矯正センターに首席矯正処遇官二人を置く。

２　首席矯正処遇官は、それぞれ企画調整担当及び矯正処遇担当とし、企画調整担当の首席矯正処遇官は第十一条第一号及び第二号に掲げる事務を、矯正処遇担当の首席矯正処遇官は同条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

（調査・支援部の所掌事務）

第十六条　調査・支援部は、第十一条第四号に掲げる事務をつかさどる。

（調査・支援部の首席矯正処遇官）

第十七条　調査・支援部に、それぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

２　調査・支援部に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。

（医務部及び医療部の所掌事務）

第十八条　医務部及び医療部は、保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務（准看護師養成部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（医務部又は医療部に置く課及び所掌事務）

第十九条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部又は医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
西日本成人矯正医療センター	保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護第一課及び看護第二課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること（看護第一課及び看護第二課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること（看護第一課及び看護第二課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。
	看護第一課	病室における看護に関すること。
	看護第二課	診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）。
	医事課	医療に附帯する事務の調整に関すること。
北九州医療刑務所　東京拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	看護課	看護に関すること。
高松刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること。
岡崎医療刑務所	保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	医療第二課	身体疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）。
	看護課	看護に関すること。
札幌刑務所　宮城刑務所　府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　福岡刑務所　大阪拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
京都刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患並びに内科系身体疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	外科系身体疾患の医療に関すること。
千葉刑務所　横浜刑務所　静岡刑務所　神戸刑務所　大分刑務所　川越少年刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療課	医療及び薬剤に関すること。

（医療第一部の所掌事務）

第二十条　医療第一部は、第十八条に規定する事務（医療第二部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（医療第一部に置く課及び所掌事務）

第二十一条　医療第一部に、次の表の上欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

課の名称	所掌事務
保健第一課	保健及び衛生に関すること。
保健第二課	防疫及び薬剤に関すること。
看護第一課	病室における看護に関すること。